

---

## 第5期第2回練馬区地域福祉計画推進委員会

1 日時 令和5年11月15日（水）午後6時～午後7時40分

2 場所 練馬区役所アトリウム地下 多目的会議室

3 出席者 【委員】

今井委員、浦嶋委員、大竹委員、岡本委員、木内委員、佐久間委員、佐藤委員、田中委員、千葉委員、月橋委員、中島委員、的野委員、森委員、山本委員、渡邊委員（以上15名）

【区出席者】

福祉部長、福祉部管理課長、生活福祉課長、高齢者支援課長、地域振興課長、協働推進課長、建築課長、地域福祉係長、ひと・まちづくり推進係長、福祉のまちづくり係長

4 公開の可否 公開

5 傍聴者 なし

6 議題

- (1) 重層的支援体制整備事業について
- (2) 再犯防止推進について
- (3) 孤独・孤立対策について
- (4) 各部会の報告

○委員長 それでは、定刻になりましたので、これから第5期第2回の練馬区地域福祉計画推進委員会を開催させていただきたいと思っております。2回目ということですが、色々な形で今日も区の方から提案があるかと思っております。その中で、法人の中で活動されている方々、また、障害者福祉の関係で地域の方を支援して、活動を支えている方々もいらっしゃいます。

また、公募委員の方々もいらっしゃいますので、いろいろな意味で今後の練馬区の、まさに地域づくりに欠かすことのできない大きな計画になりますので、忌憚のない皆様の様々な御見地からいただく御意見の方を賜ればというふうに思っております。

それでは、事務局から委員の出席状況、また、この会での情報公開と傍聴の方についての御報告をお願いいたします。

○事務局 それでは、事務局から、委員の出席状況について御報告いたします。

現在、15名の委員の方に御出席いただいております。

また、本日の会議は公開となっております。現在、傍聴の方はいらっしゃらないです。

会議録につきましては区のホームページに掲載する予定ですので、記録がまとまり次第、委員の皆様にお送りいたしますので、確認をお願いいたします。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。

次に、前回、第1回目の委員会の中で、御欠席された委員の方々から、一言お言葉の方を頂戴したいというふうに思います。

（委員自己紹介）

○委員長 ありがとうございます。

それでは、今回より出席の高齢者支援課長より御挨拶をお願いいたします。

（高齢者支援課長 挨拶）

○委員長 それでは、本日の議題に入ります前に、配付資料の確認等々について説明をお願いいたします。

○事務局 （資料確認）

○委員長 ありがとうございます。

それでは、次第の2に入らせていただきます。

資料2になります。重層的支援体制整備事業について、説明の方をお願いいたします。

○生活福祉課長 資料の2-1と2-2、2-3を用いまして、重層的支援体制整備事業について、簡単に説明させていただきたいと思っております。座って説明させていただきます。

重層的支援体制整備事業というものは、法に基づく事業ですので、いろいろ難しい言葉はあるのですが、まず、資料の2-1、これは昨年度の当委員会に使っていただいたものなのですが、一番上の四角囲みの2行にあります、こちらを参照いただければと思うのですが、いわゆる複雑化・複合化した課題を抱えるひきこもりの方、あるいは8050問題を抱える方などを必要な支援につなげるため、早期発見に向けたアウトリーチ、これは御自宅の訪問あるいは身近な支援機関への訪問するという規模の拡充や各支援機関の連携の強化。一人一人ニーズが違いますので、それに応じた居場所、あるいは活動のマッチング機能などの強化を一体的に取り組むというものを総集して重層的支援体制整備事業というふうに考えております。

本区としては、本年4月から新たに、これに関連して三つの取組をさせていただきました。そのことを中心に御説明させていただきます。

まず、一つ目で、資料の2-2のチラシを御覧いただけますでしょうか。

いわゆる複合的な課題を抱えながらも、どこに相談していいかわからない方、当事者の方もいらっしゃるし、支援をしている事業者の方でもそういう悩みを抱えている方々もいらっしゃいます。

これまで練馬区では、どこに相談に来てもちょうんと受け止めて連携して支援しますよということで取組を進めてきましたが、本年4月から、このチラシの一番下にあります社会福祉協議会のボランティア・地域福祉推進センターを、どこに相談していいかわからない方々のための窓口というふうに位置づけをさせていただいたということです。これが新たな取組の一つになります。

もう一度、資料2-1のA3版の資料にお戻りください。

支援の流れとして、左に支援を要する世帯から、右に支援の流れがあります。オレンジ枠、そして赤枠のところ、特に左下の赤枠のところを御覧ください。

アウトリーチ型の支援ということで、ボランティア・地域福祉推進センターには、社会福祉協議会の地域福祉コーディネーターという者を配置しております。この職員が、寄せられた相談、あるいは地域へのニーズを引き出すために、御家族あるいは支援機関に個別に訪問して、必要に応じて関係をつくって支援につないでいくという取組を始めておりま

す。

したがって、赤枠のアウトリーチ型支援というのが、また新たに取組を進めさせていただきます二つ目の取組ということになります。

そして、相談につながったはいいけれども、いろいろと複雑、かつ課題がこんがらがっていて、いろんな機関の支援を調整しなければいけないケースというのが出てまいります。

そういったケースの支援の調整をする機能として、今度は一つ右上の緑の枠を御覧ください。

多機関協働による支援ということで、連携推進担当がコーディネートいうふうに記載させていただいております。

区やいろいろな支援機関が一同に介して、その世帯の課題の共有ですとか、支援方針の決定、そして、それぞれの機関や役割分担などを調整するという役割をやらせていただいております。

役割分担として、誰がどういう支援しようということが決まっても、実際に支援する場がなければやれないわけですし、その下、矢印が引いてあります今度は青の枠のところ、参加支援ということで書かせていただきました。これが新たな取組の三つ目になります。

ひきこもりの方々などを中心に、本当は就労したいというニーズはあるけれども、まずは社会参加に向けた居場所支援が必要ではないかということで、青の字ですはステーションと書かせていただきましたが、なかなか次のステップに踏み出しにくい方へ対する居場所支援を開始させていただいております。

それはどういうものかといいますと、資料の2-3を御覧いただければと思います。

下の方に地図がありますけれども、練馬一丁目の場所に置いて、写真もありますけれども、フリータイム、トークタイム、デジタルタイム、あるいは相談タイムとして、居場所の支援を実施させていただいているというところでございます。

今申し上げました大きく三つの取組を芯として、既存の相談機関、そして連携推進担当全て一体で取り組むことで、複合的な課題を抱えながらも、なかなか支援につながらない人たちを早期発見して支援につなげていきたいという事業を進めていくところでございます。

簡単でございますが説明は以上です。よろしく申し上げます。

**○委員長** ありがとうございます。

ただいまの資料の説明で、資料2-1が全体像ということで、あとは2と3の資料で説明いただいたところです。

御意見、御質問等がございましたら、ぜひお願いいたします。

委員、お願いします。

**○委員** 資料2-1の右下の地域づくりに向けた支援ということで、街かどケアカフェが載っていたり、いろんな地域の施設が載っている中に、情報相談ひろばというのが、まさに協働推進課長が本日いらっしゃいますけれども、とてもキーポイントになる、なかなか認知度がないのですが、これは区の取組の一つとして、ここに情報相談ひろばをもっともっと地域に、まさに、なかなかおうちから一歩出られないとか、不登校であるとか、いろいろな窓口になっているのが情報相談ひろばですので、街かどケアカフェもそうですけど、

ぜひ、もっともっと行政で取り組んでいる活動があると思いますので、ぜひ情報相談ひろばを入れていただけたらなと思いました。

**○生活福祉課長** ありがとうございます。

つなぐ支援で、その人に応じた場所が必要なので、相談情報ひろばももちろん支援の1つであるということは我々としても認識しているところで、紙面の関係で高齢系、障害系、子育て系、そして地域福祉系というところで、明記したところが、このような記載になっていますけれども、もちろん、多種多様な支援機関の一つとして相談情報ひろばも一つの支援というところでございます。

**○委員長** 何か下を広げたり、うまくすれば入れたりしますので。外れてないのであれば、ぜひ検討いただければという御意見でよろしいですね。

**○委員** あすはステーションについて、大体どれくらいの方が御利用されていて、ご自分で来られるのか、ご家族の方が連れてくるのか、なかなかご本人だけで来るのが難しい場合が多いかと思うのですけれども、またボランティア・地域福祉推進センターについても、実際どれくらいの方が来ているのかお聞きしたい。

**○生活福祉課長** 居場所については、4月に始めて、おっしゃるとおり、もともとターゲットとする対象者が、そもそも自宅から出れなかったりしている方々を、まずは相談支援につなげて、そこから関係をつくって、一歩外に出るような気持ちを持ち上げて、こういう支援があるよということで伝えていくという取組です。順調に支援の実績は伸びてきていまして、定期的に利用していただける方々が出てきているというところで。

それ以外にも、のぞいて見ていただいたりとか、状況を電話等で御相談いただいたりという方々が増えてきておりますので、この事業がもっともっと支援機関を通じて認知度が高まる中で、そういう需要があるということは支援機関の話などで把握していることでもありますので、そこは周知等の御相談の中で、さらにつないでいけるようにしていきたいと思っています。

もう一つの相談窓口ですけれども、こちらも、少し古いデータではありますが、夏の7月までの時点で、相談件数としては260件を超える相談を頂戴しています。大体、毎月10人前後の新たに相談窓口にいらっしゃる方がいらっしゃいます。

御家族の方が、自分の子どもがこういう状況にあるのだけれどもどうしたらいいのだろうかというような御相談からつながるケースも多いと聞いていますし、6割ぐらいが中年というか60代以上の方に関するお悩みであるという状況があります。これも、訪問や電話相談などで、いろんなチャンネルを通じて支援を継続しているところでありますが、やはり結構課題があるというか、これまでなかなかできなかった、でも、ようやく細い線で支援につながったという方ですので、地域福祉コーディネーターが、本当に粘り強く長期的な支援をもって、今、支援に当たってくれているという現状であります。

**○委員長** ありがとうございます。

委員、何か補足はありますか。実際にやられてるのは、社協さんなので。

**○委員** 御本人からの相談よりは、御家族からの相談の方が多のかなという印象です。御家族からは、どうしても息子さんを働かせたいんだけどというような御相談が入るので、まずは長い間、御自宅で過ごしている方がすぐに働くというのは、なかなか難しいので、

御家族との関係をつくっていきながら、本人への支援をどうしていけばいいのかというのを一緒に考えるというところから始めています。

それだけではなくて、家族会みたいなことを紹介したりとか、あとは講演会みたいなものもやっているというところで、御家族の本人理解にどうつながるのかというところも本当に大事なところだなというふうに思っています。

あとは、御本人から相談がありまして、御本人の場合は、大体何らかの精神疾患があるような方が多くて、既に保健師さんにつながっていたりとか、障害者地域生活支援センターにも行っていたりとか、そういったところに行っているのだけど他には居場所ないかなとか、あと、悩み事を御相談しているようなことがあります。

なかなかすぐに社会参加につながるということも、難しいことも多いので、御家族であったり、御本人と関係性を築いていきながら、本人に合った社会参加をどうすればいいのかということ丁寧に行っていく中で、その先に、御本人によっては働くということが見えてくるかもしれないですし、どこかの居場所につながっていくかもしれないかなというふうに思っていますので、まずは長期戦ということも覚悟していきながら、御本人との関係づくり、御家族との関係づくりに努めているところです。

あと、年齢層的には、生活福祉課長からもお話があったように、50代の方が多いかなという印象です。ただ、ばらつきがあるので、どの年齢層もあるはあるのですが、特に50代が多いという状況です。

あと、内容としては、御本人が孤立感を抱えていたりとか、人間関係、コミュニケーションで悩んでいたりと、あと健康面の悩みを結構抱えている方が多いように思います。

以上です。

**○委員長** ありがとうございます。

この重層的支援体制整備について、まだお時間がございます。御意見、御質問がありましたら、どうでしょうか。

**○委員** 視覚障害当事者だからというわけではないのですけれども、今までの話を聞いていると、かなり結構うまくいっているのだなというふうに聞こえてしまうのですけれども、実際のところ、例えば自分に障害があることによって孤立していたり、自宅にとじこもっていたりする、どこにも出られないというような現実間違いなくまだまだあって、それに関する差別だとか、人権無視だとか、そういうのを抱え込んで、尚更外に出られないというような状況の中で、そういう手だてをにかけてくれる、声をかけてくれるということもあるでしょうけれども、声をかけられただけで本当に僕たちが出られるのかなという、かなり心配ごととして僕は話を聞いていて捉えていました。

地域の隣の人も正直言って知らないぐらいの僕ですけれども、でも、「おはよう」は言ってもらえるという現実もあるので、それでいいのかなという、それがいいことなのかなと思いつつ、今、皆さんの話を聞いていましたけれども、何かもう少しほしいというか、言い方は悪いのですが、声かけというか、何かのきっかけがもう少しほしいなと思っていて、そういう状況を整えられているということには感謝しますが、それだけでは、まだ僕たちのような障害を持った人たちや、周りにはいるそういう孤立した人たちにとっては、なかなか抜けきれない精神状態とか、そういうものを抱えているのではないかなと思う

ので、ぜひその辺も含んで、もう含まれているのでしょけれども、含んで、再度、そのへんをどう掘り起こすか、相当深いと思うので、ぜひ、その辺をどう掘り起こすのか、大事にしていくのか、つながっていくのかをぜひ考えてほしいなと思います。

**○生活福祉課長** ありがとうございます。

今、委員がおっしゃっていただいたのは、障害当事者の方であれば社会的な障害の理解が進むとか、そういった機能が必要だと思えます。

また、今、私は資料2の説明をしましたが、何十年か前は、こういった見守りとか声かけとか、必要に応じて居場所がというのは、私が子どもの頃は地域にもあったかなというふうに思います。

なので、地域コミュニティの中で、委員がおっしゃっていただいたような声かけであったりとか、心配だったらそれを拾ってくれるところがあった。

ただ、今、時を経て、そういう地域とのつながりの希薄化といったものが、以前に比べるとなかなか厳しいところがある。それは、こういう支援というものの中で考慮していくということも必要なのかなというふうに考えております。

委員がおっしゃっていただいた地域の方々の声掛け、あるいは、地域の方がうちの近所にいる人はこうだなというような声についても、地域福祉コーディネーターが拾っていくというような、そういう取組はしていきたいなと思っています。

そういう、ある種の社会的な背景があって、本件は、今日の議題の中にもありますが、国は、孤独・孤立対策推進法というのを今年つくって、来年4月から施行していく。これは高齢、障害、地域福祉、困窮等に横串を入れていろいろやることになるのだらうと思えます。

本来的には地域のつながり強化するという取組と、それを福祉が補っていくというような取組が両方進むことで、なかなか地域に出づらい、つながっていないという人たちが、必要な支援につながるように取り組んでいく、それが重要なのではないかというふうに思っています。

**○副委員長** 私は、東京都ひきこもりに係る支援協議会で副会長をさせていただいているのですけれども、当事者の方の声などを聞くと、今の委員からの話があったように、そもそも、相談することを諦めているような方が非常に多いというようなことがひきこもりの支援で言われております。

なので、ひきこもること自体を問題視しないでほしいという当事者という声もあります。

ですから、いかに、こういった新しくつくっていただいた居場所に来ていただいて、オープンダイアログという言い方するのですけれども、支援、対話ですね。同じような境遇を抱えている人が対話をするということを大事にしながら、支援者が支援するというよりは、同じ境遇の人とお互い対話をする中で自分の意欲を高めていくというような、そういうことを大事にして、いきなり相談を諦めている人が相談してきて、そこに行ってみようという気持ちになるような、そんな情報発信を練馬区でしていただいて、こんなふうにするとう解決していますよとか、いい方向に行っていますよというようなことを、この方々にお伝えいただくような形になると、参加支援がさらに集まるのかなと思って、聞いていました。

○委員 私は、街かどケアカフェを、今、大泉と南大泉で2か所展開しておりますが、去年から「ゆるんぐ」といった、ひきこもりの方を対象にしたたまり場をやっております。

月1回だけなのですが、去年から始めて12回やっていますけれども、なかなかひきこもりの方は出てこないですね。社協さん、それから民生委員さん、それから町会の方とか、こういう人がいるから行ってみな、こういうところがあるから行ってみなと言われて、ぼつぼつ来ているのです。

でも、そうやってぼつぼつ来てくれる人を色々で見ていると、副委員長がおっしゃったように、ひきこもっている人は出たがらないのですよ。誰かが後ろで押してやらないとそういう場所に来ない。それで、来ても黙ってじっとしているわけにはいかないので、私はボードゲームをやっている。そうすると、ボードゲームだと結構50代くらいの人が食いついてくるのですね。それで、ゲームをやりながら本音を聞き出したりとか、そういうことをやるのですが、私が思うに、居場所づくりの取組を、練馬区内の4地域において進めていただいたらいいかなと思っています。

○生活福祉課長 まず、副委員長が御指摘いただいた居場所でのプログラム展開は、実は昨日もいろんな自治体の視察とかをしながら、どういうふうにすれば、より使っていただけるのだろうかということもやっていますし、あと、これを始めるに当たって、当事者の方がどういうプログラムが必要かというのを、調べていただくことではないかもしれませんが、その声を聞いて、そういうプログラムをやっているわけではないかというふうに議論しているところですし、特に家族会ですとか、当事者の声も集めながらプログラムを検討していかなければいけませんし、当然ながら、周知の方法についても、これまでは、どちらかというところ福祉の支援機関を中心にというところがありましたけれども、そうではない、SNSを通じたものなども検討していかなければいけないのかなというふうに思っています。

今、委員よりお話がありました居場所の拡大についてですが、社協とも協議しながら検討していきたいと思えます。

○委員 私は、基本的には、子ども家庭支援が中心なのですが、重層的支援体制については、兄弟という視点からお話をさせていただきたいというふうに思っています。

現在、8050問題と言われている問題というのは、すぐに50の方の兄弟の問題になっているのがたくさんあり、私も当事者になるかもしれないというので。

私的には、この兄弟の世代というのは非常に厳しくて、失われた10年に就職した世代でございまして、経済的にも、また、社会的に非常に難しい立場であります。

こうした人たちが、こうしたアウトリーチ型の支援を使うということは非常に重要なのですが、ただ今、これを見せていただいたところ、開設する時間が5時15分とか、16時半。私どもは一生懸命働いても生活が苦しいというところがありますので、方向性としては、8050問題というのが、あと10年しないうちに兄弟の問題になるというところに着目していただきたいというふうに私は思っています。

その点でいくと、ヤングケアラーの問題とか、兄弟児の問題というのが最近注目されておりまして、今、説明を受けた限りでは、兄弟児さんたちが、実際どこで相談するのか、子ども家庭支援センターなのか、それとも兄弟が関わっている福祉関係の事務所になるの

か、こういったところがはっきりしていないところがあると思われるのですね。

兄弟児さんたちの親のお話の中に聞いたことがありますけれども、非常に深刻な心理的な問題を抱えていらっしゃいます。

なので、その辺がはっきりするようにしていただけると非常に区民としてはありがたいなというふうに。子どもでも、子ども家庭支援センターに自由に行っているのだよというような雰囲気をつくっていただければというふうに考えております。

**○生活福祉課長** ヤングケアラーについては、区の調査の中でもヤングケアラーだと思われる人の約7割が兄弟児を支援しているのだという実態が見えてきています。

相談窓口をどうするかといったものが、確かにヤングケアラー問題の課題となっていて、広くは、教育部門、子ども家庭支援センターや学校教育支援センターといったところが、今後の取組も踏まえて、分かりやすくやっていこうかということを検討しているところでもあります。

あと、8050については、80をどうにかできるのだけれども、今度、残った50をみんなで支えていくのかというのが残された課題が結構多くて、それを、みんなの細い線で支援につながりながら、例えば生活保護につなぐというような支援を続けているところでもあります。

本当に、親が急に状況が悪くなって、50が単身になってしまったときに、本当に課題が深くて、なかなか対応が難しいということがありますので、何とか取組をさらに充実させて一人でも多くの方を支援につなげるようには頑張っていきたいなというふうに思いますし、その先も長期的かつ継続的に支援ということが、今後、取組の最もポイントになっているところかなと思っています。

**○委員長** 今の相談窓口の話ですけれども、基本は子ども家庭支援センターや学校教育支援センターだと結果的に、そこにアクセス、なかなか距離の問題もあったり、これができない方もいらっしゃるし、先ほど委員から時間の話があたりしました。つまり、属性や世代を問わない、どの窓口でも相談受け止める。どんな相談でも、例えば地域包括支援センターでも子どもの相談を受け止める。障害者地域生活支援センターでも受け止める。民生・児童委員さんは既にやっただけだと思っています。それから保育園、小中学校等々でも様々な相談をまずは受け止める。自分のところでどうにもならない問題は、当たり前ですけれども、専門機関につないでいくという、そういったようなつながりの中で、区民のお困り事を何とか相談支援の解決担当につなげていくということが、多分言いたかったことかなというふうに私的には理解しております。

それで、もう1点、私は、実は現場経験者なので、よく分かるのですけれども、課題があるとどうしてもその課題を解決しようとする支援に特化しがちなのですよね。課題が解決できればよしと、これで終わりだという形になるわけですけれども、最近は私も色々な重層的支援会議を他の自治体で出させていただいている中で気づいてきたことがあって、いわゆる解決型でやり取りしても前に進まない、そういった方々がたくさんいらっしゃって、そうするとそういった方々にはどういう支援をすればいいかといったら、寄り添い型の支援、つまり、解決に至らなくても寄り添うことが大事なんだと。先ほど副委員長もおっしゃっていましたが、解決だけではない支援というものがあるということ、社協さんの地域福祉コーディネーターの関わりなんて多分そうだと思うのですね。寄り添い



型の支援。解決ができればそれはそれでいいし。

また、ヤングケアラーの話でも、大人をすごく怖がっている子どもたちがケアラーとしているわけで、いきなり知らない大人がやってきて、専門機関ですということでも来たとしても、それに心を開いてくれる子どもばかりではないですから、寄り添い型の支援というものもしっかりあるということを、この地域福祉計画の中では、解決だけではないものもあるということを、ぜひうたっていただければなというふうに、今の話をお聞きして思った次第です。

本当にたくさんの地域の活動団体の方たち、また個人の方々、店、サロンも含め、いろんな寄り添い型の支援をされていていらっしゃるの、それをしっかり認めていくという、そういうようなことも大事だなと思ひまして、今、お聞きして思ひまして、そう思った次第です。

それでは、お時間の件もあります。次の議題にさせていただきます。

次は、再犯防止の推進に関してということで、次第の3でよろしく願いいたします。まず、御説明から。

**○福祉部管理課長** 資料は、3-1と3-2を用いて御説明させていただきたいと思ひます。どうぞよろしく願いいたします。それでは座って説明させていただきます。

まず、資料3-1をお願いいたします。こちらは再発防止推進計画の策定についてです。

1、策定の背景、意義です。

全国的に、犯罪の発生数そのものは減少傾向にあるわけですがけれども、検挙人員に占める再犯者の割合、再犯者率、これが上昇しているというような状況でございます。

安心して暮らせる社会を構築する上で、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ再犯防止が大きな課題となっているというところでございます。

こうした現状を踏まえまして、平成28年12月に、再犯の防止等の推進に関する法律が施行されたというところでございます。

この法律には、「地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施することの責務を有する」とこと、「都道府県及び市町村は、国の再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県または市町村における再犯の防止に関する施策の推進に関する計画（地方再犯防止推進計画）を定めるよう努めなければならない」となっております。

この国の法律を受けまして、練馬区としましても実施している福祉サービスをはじめとする各種支援が再犯防止、そして更生保護につながり、犯罪や非行した方たちの立ち直りを助け、地域福祉計画の目標である「ずっと住みたいやさしいまち」となるよう、次期地域福祉計画に包含する形で、練馬区再犯防止推進計画を作成したいと考えてございます。

2番、再犯者に関する状況です。

こちらは、練馬区の状況をグラフにしているものです。

棒グラフが練馬区内の刑法犯検挙者数です。青色が初犯者で、グレーの方が再犯者となっております。オレンジの折れ線グラフで再犯率を示しています。練馬区では過去5年間、刑法犯で検挙者件数については減少傾向にありますが、再犯者数は約半数というような状況で、全国・都と同様に、大きな割合を占めているというところでございます。

裏面をお願いいたします。

こちらの3番で、令和5年3月に策定された国の第二次再犯防止推進計画の概要の御説明になります。

はじめに、三つの基本的な方針として、犯罪をした者が地域社会の中で孤立することなく、生活の安全が図られるよう、個々の対象者の主体性を尊重し、それぞれが抱える課題に応じた「息の長い」支援を実現すること。

それから、2として、就労や住居の確保のための支援をより一層強化することに加え、犯罪者をした者への支援の実効性を高めるための相談拠点及び民間協力者を含めた地域の支援連携（ネットワーク）拠点を構築すること。

3、国と地方公共団体との役割分担を踏まえ、地方公共団体の主体的かつ積極的な取組を促進するとともに、国・地方公共団体・民間協力者等の連携をさらに強固にすることとすることを基本的な方針として掲げております。

次に、下の方になります7つの重点課題と具体的な施策ということで挙げてございます。

国と地方公共団体の役割は、必ずしも同じではないので、この7つの重点課題を参考としつつ、練馬区においての役割を踏まえた再犯防止推進計画の策定に向けて、現在、検討を進めているところでございます。

続きまして、資料3-2、再発防止推進検討会の報告になります。

こちらの計画の策定に、いよいよ来年度から本格的に取りかかるわけですが、その前に、再犯防止推進計画についての検討会を設置して、再犯防止に関する現状と課題の把握、それから、必要な支援策の検討を行うというものでございます。

2番の検討委員ですが、こちらに記載の学識経験者、それから保護観察所、それから、保護司、民生・児童委員、社会福祉協議会の5名の委員の方に御出席いただき、再犯防止に関する現状と課題の把握、必要な支援策の検討を行っているというところでございます。

それから、3番は開催状況と検討事項です。

6月に開催された第1回の検討会では、国の第二次再犯防止推進計画の概要の確認ということで実施してございます。

御意見といたしましては、「区の既存施策事業を、再犯防止の視点を反映させて洗い出し、庁内の横断的な体制を整備することに期待」ですとか、「重層的支援体制整備事業実施計画と連動し、多機関を巻き込んで刑務所出所者等の支援を実施していくべき」と、このような御意見をいただいております。

2ページ目をお願いいたします。

第2回の検討会では、就労と住居の確保をテーマとしまして、検討委員以外の方としてハローワーク池袋、それからTOKYOチャレンジネット、その他、区の関係部署の職員が出席し、検討を行っています。

就労支援に関しての御意見としましては、例えば「ハローワーク池袋のオフィスが遠いので、練馬区民にとってアクセスしやすい場所で刑務所出所者の求人对応ができるようになってほしい」ですとか、「本人の意向をしっかりと汲み取らずに、今までの経歴から判断して、職種を提案するだけでは就労しても長続きしないケースが多いので、時間をかけて話を聞きながら信頼関係を構築していくことが大事である」。「マッチングがうまくいくよう

に様々な業種の協力雇用主を開拓していくことが求められる」などの意見をいただいています。

なお、協力雇用主とは、犯罪した人などの自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした人などを雇用する民間の事業主のことを言います。

それから、住居確保につきましては、「低額所得者、高齢者、障害者、保護観察対象者など、住居の確保に特に配慮を必要とする方の支援を行っている居住支援法人への支援が手厚くなるとよい」、「不動産業者において高齢者・障害者の受け入れに対する理解の促進が必要」というような御意見が出てございます。

3ページ目をお願いいたします。

3ページ目は、第3回の検討会ということで、保健医療サービス、福祉サービスの利用促進をテーマにしまして、東京都地域生活定着支援センター、それから、東京都立中部総合精神保健福祉センターからの事業説明を交えながら検討を行っております。「触法障害者に対して福祉支援とともに-社会が嫌になったら刑務所に戻ればよい-といったような認知のゆがみを修正することも必要」ですとか、「福祉施設に対して、触法者の受け入れについての理解、啓発が求められる」。それから、「保護観察中の早い段階で地域の支援者とのつながりをつくり、保護観察に関係なく薬物を止め続けることができるような体制が求められる」など、地域の支援者とのつながりや居場所づくりの重要性ということについて改めて認識したところです。

最後に、4、今後のスケジュールです。

第4回は、安全・安心のまちづくり、修学支援、民間協力者の活動促進などについて検討します。

そして、第5回について、これまでの検討結果を踏まえ、事務局において作成した現状と課題について、御検討いただく予定になってございます。説明は以上になります。

**○委員長** ありがとうございます。

3回が終わったところでの報告ということになります。

では、再犯防止推進計画につきまして、御意見等、御質問等がございましたらお願いいたします。

**○委員** 一つ、質問なのですけれども、私たち地域住民は、なかなか当事者の方と接する機会はまずない中で、何か私たちにできること、区が考えて何かできることがあれば、おこがましいのですけれども、助けるということ変なのですけれども、もしかしたら近くにいるかもしれないし、分からないのですけれども、そういった地域に溶け込んで、そういう力というか、私たちが何かできることはありますか。

**○福祉部管理課長** そういったことについて、今後、さらに検討を進めてまいりたいと考えておりますけれども、当事者の方々の居場所ですとか、寄り添いの場、こういったものが必要になってくると思いますので、そのような場で、どういったことができるのかということさらさら検討してまいりたいというところでございます。

**○委員** 再犯防止推進計画の資料の中に棒グラフがあったと思うのですが、再犯をされる方の年齢別の割合とか、あと、どういった方々が再犯してしまうのか。

**○福祉部管理課長** 詳細のデータが手元にないのですけれども、高齢の方ですとか、あと、

障害を抱えている方が再犯をする傾向としてはある状況でございます。

**○副委員長** 重要な検討をしていただいております。ありがとうございます。

私から1点ですけれども、資料3-1の2ページ、裏面の5ですね。保護司の方のことが出てくると思うのですが、今、保護司になっていただいている方もだんだん減ってきているということで、確保が大変だと思うのですが、一方で、保護司の方からお話を伺うと、面談をする場所がないのです。自宅で毎回、定期的な相談をすることはなかなか大変なので、家族もいますし。ですから、公的なセンターの会議室を使わせてもらうとか、そういったことを通じてのサポートがあるといいのだけれどもという声を聞くのですが、この辺りを検討していただけたらと思います。

**○地域振興課長** 実は、保護司の方から、昔とは住宅事情が違っていたり、あと、再犯を抱える方は、いろいろな方がいて、多様化していて、少年法の時代から、世代間も広く、障害をお持ちの方もいれば、御高齢の方もいらっしゃるということもございましたので、地域集会所、地区区民館、そういったところを面談の場としてお貸ししています。

保護司会の方々とお話しさせていただいて、事前に、面談という理由で取っていただいて、そこで面談をしていただくということで、練馬区の場合は全面的にバックアップしていくということで動き出しておりますので、まだそういった実態を知らない方もいらっしゃるかもしれないのですが、何かあれば地域振興課にお問合せいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

**○福祉部管理課長** 後先になってしまって申し訳ございません。

保護司の会議スペースということで、更生保護サポートセンターを練馬区の場合は職員研修所の方に設置をさせていただいております。

それから、あと、西の面談の場ということになりますけれども、大泉総合福祉事務所の会議室スペースを面談の場ということで御利用いただいている状況でございます。

**○委員** 最初に話した、ひきこもりの話もそうですけれども、今の話も多分、似たようなところがあるかなと思いつつ聞きました。

つまり、区民そのものがどういうふうにかこれを捉えるかというのを、もう少し区でしっかりと捉えた方が先に進みやすいのではないかなと思うのですよね。

ただ、いろんな委員会や分析や、それも必要だし、大変だとは思いますが、その前に、一人一人の人間の中にどのようなものが住んでいるのか、どんなふうに思っているのか、それが少しは違うのだったら、ちゃんと元気の出るやさしい社会づくりみたいなものになっていくというような見通しがほしいなというのを、聞いていて思いました。

ただ、そういうふうにするだけでは、それこそ障害者もそうですが、なかなか難しいところに流れていってしまうなという心配を僕は聞きながらしましたので、ぜひ区で、もう少し深みを持ったところをお願いしたいというのを、先ほどと同じようなことです。

**○福祉部管理課長** 貴重な御意見ありがとうございます。

区民の方が実際にどう思っているか、そういった声をつかむということは非常に重要なことだというふうに思っております。

今日、皆様にお配りしておりますけれども、次期地域福祉計画策定に関わるアンケート調査、こちらの中でも再犯防止に関しては、皆さんから御意見をいただく部分がございま

すので、こういったところの分析も踏まえながら計画策定を進めてまいりたいと考えてございます。よろしく願いいたします。

**○委員長** ありがとうございました。

では、お時間もありますので、次の議題に移らせていただきます。

次は、次第4になります。孤独・孤立対策ということで、説明をお願いします。

**○福祉部管理課長** それでは、資料4をお願いいたします。

こちらの資料につきましては、令和6年4月に施行予定の孤独・孤立対策推進法の概要についてでございます。

これまでの経緯としましては、我が国では令和3年2月に孤独・孤立担当大臣が任命されるとともに、内閣官房に孤独・孤立対策担当室というものが設置されました。

同室では、令和4年12月に孤独・孤立対策の重点計画を作成し、官民、NPO等の連携の基盤となるプラットフォームの形成などを行ってきたところです。

孤独・孤立対策推進法は、孤独・孤立状態にある者の問題が社会全体の課題であるという認識の下に、社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図ることが重要である旨の基本理念や、国や地方公共団体の責務などを定めた内容となっております。

地方公共団体に関連する内容としましては、こちらの資料の中の一番下の4の推進体制において、「地方公共団体は、関係機関等により構成され、必要な情報交換及び支援内容に関する協議を行う孤独・孤立対策地域協議会を置くよう努める」とされております。

練馬区においても、今後、国からの詳細な通知等を注視しながら、孤独・孤立対策地域協議会の設置について検討してまいりたいと考えてございます。

また、孤独・孤立対策は、「ともに支え合う、ずっと住みたいやさしいまち」を計画目標とする練馬区地域福祉計画とも大きく関連するものであると考えてございます。

次期の地域福祉計画においては、孤独・孤立対策の要素も盛り込んだ計画となるよう、委員の皆様と検討していければと考えてございます。

**○委員長** ありがとうございました。

非常に大事な推進法ということですが、地域共生社会は、平成28年の閣議決定ですから、さかのぼること7年ぐらい前に提案された。7年たって、なかなか実現に至らないということもある中で、先ほどの生活福祉課長からの説明があった重層的支援体制整備もその手段の一つでありますし、また、こういった関係法の整備をすることによって、共生社会の実現に具体化に向けた、そういう取組を自治体でもしっかりとやるようにといったようなことだというふうに私は受け止めております。

そういった中で、今の御説明は、大変示唆的なことで、練馬区としても努力義務にとらわれず、やるんだというような意気込みをいただいたところですが、そういった点を踏まえまして、御意見と御質問を頂戴できたらと思います。

**○委員** 資料4について説明がありましたけれども、こういうことが大きな社会問題になっていって、私は町会連合会を代表して出てくるのですけれども、練馬区で220町会ぐらいあるのですけれども、ほとんど全部の町会で会員が減っているのですね。

そういう状況の中で、マンションがどんどん建てていきますけれども、マンションの方についても、法律上は入らなくていいということになっている。突き詰めていくと、地域社

会が一番母体となるのは町会ではないかと考えている。そういうところへ若い人は入ろうとしない。しかも、それで孤立になっているという。これは矛盾していませんか。これをどう国や区役所は捉えているのですかね。

**○協働推進課長** 委員がおっしゃるとおり、町会の加入率は年々下がっています。今は33.8%ぐらいなのですけれども、年に1%ずつ下がっているような状況でございます。どんどん下がっているといったような状況でございます。

私どもでも、町会・自治会への加入促進ということで、様々な手立て講じております。マンションにつきましても、不動産事業者と連携して、マンションが建つときには町会・自治会への加入を進めているということでやっているところなのですけれども、なかなか結びつかない、加入率の維持といいますか、上昇には結びついていない状況でございます。

町会・自治会は地縁団体として相当大的な役割を果たしていただいていると私どもも考えておりますので、これからも引き続き、様々な町会連合会との連携をさせていただきながら、町会・自治会の加入促進に努めてまいりたいというふうに考えております。

**○委員** 今、役所の方にお答えいただきましたけれども、私は、役所を責めることはさらさらないのですけれども、国の方針として、大体、個人の権利を尊重することはいいことだけれども、それだけ社会が過疎化するという、矛盾した面も指摘していると、こういうことなのです。

**○委員長** 本当におっしゃるとおりだと思います。

行政だけではなくて、地域でいろんなことをやっていくに際しては、町会・自治会さんが最小単位の中で重要な役割を果たされていることは、全ての人が理解している中で、これをどういうふうに進めていくかということ、また引き続き課題としてしっかりと取り組みに励んでいただければと思います。

**○委員** 私も、町会・自治会について質問したいと思ったことがあったのですが、地域コミュニティの一番の核は町会・自治会なのかなという思いがあります。

私自身も、町会・自治会には加入していますが、ただ、なかなか顔が見える関係が築けていけないというのは、自分自身の努力が足りないのもあるのですが、もう少し情報がいろいろと区民に分かりやすくいただけると、より身近な町会・自治会というところに入りやすいというような期待もできるのかと思いますし、例えば、コーディネーターのような方を活用して、町会・自治会と住民の方をマッチングするような取組というのも一つの方法としてあるのかなというふうに考えました。

**○地域振興課長** 町会といいますが、一口に言いますが地域によっても本当に様々でございます。

そういった中で、地域の構成員である世帯の皆様方が、以前のように出入り自由でフラックにおつき合いができるかというところが一番大事かというふうに思っております。

なので、その辺のところの在り方ということで、情報発信ということも町会自身の皆様方も考えてくださっていて、回覧板の手渡しが嫌だということで止まってしまったりとか、そういったことがあって、次に、公設掲示板、それから、協力掲示板などでの情報発信が非常に大きな役割を占めたというようなところで、区で掲示板のリニューアルとか、修繕の件数もすごく増えて、活用率が上がっているという実態もございます。

ただ、地域の方から見ると、掲示板はどこにあるのかしらというところもあつたりしますので、その辺のところ、町会内での情報共有の在り方というところでは、進んでいるところでは、ツイッターであるとか、SNSでも若い人たちに発信しているところもありますし、まだまだはじめの一步の部分もありますけれども、町会の中も、ニーズが少しずつですけれども、できるところからやりますということになっていますので、行政がやるようなわけにはいかないのですけれども、地域の方でそういったことが得意なことを得意な分野で、そこからお手伝いしていただきながら、どう広げるというような地味な活動をできるように、引き続きバックアップさせていただきたいと思うところでございます。

**○委員長** ありがとうございます。大変分かりやすい説明でございました。

では、次に進ませていただきます。

ここから先は、地域福祉計画は、その下に部会がございまして、そちらの報告をいただきたいというふうに思っています。

まずは、福祉のまちづくり部会から報告をお願いいたします。

**○福祉のまちづくり係長** 福祉のまちづくり部会につきまして、御報告させていただきます。

第5期第2回福祉のまちづくり部会につきましては、令和5年10月27日（金）に開催いたしました。協議事項については、資料5-1に記載がございまして、鉄道事業者の取組についてと、福祉のまちづくり推進に向けた現状等についてという2点について協議をいたしました。

簡単に協議の内容について御報告させていただきます。

1番目の鉄道事業者の取組についてというところですが、福祉のまちづくり部会には、西武鉄道株式会社と、東京地下鉄株式会社（東京メトロ）と、東京都交通局から、部会員として参加をいただいております。これまで区の取組を報告するというを中心部に部会を行っていたのですけれども、区以外のバリアフリーに関する取組を知ることも重要であるというところで、鉄道事業者さんの御協力をいただきまして、鉄道事業者の取組について御報告をいただいたところでございます。

西武鉄道株式会社からは、バリアフリー料金制度を活用したバリアフリー整備の計画ですとか、練馬区内にあります駅におけるホームドア整備計画についての御報告をいただきました。

東京メトロさんは、現在導入しております視覚障害者向けナビゲーションアプリ、「shikaI」というアプリについての御紹介と、今後の展開予定について御報告をいただきました。

東京都交通局からは、駅構内や車両におけるバリアフリー設備の御紹介、今後のホームドア整備の予定等について御報告をいただいたところです。

これらの御報告を受けて、各部会員から、鉄道事業者各社で提供されているサインの統一ですとか、電車がどこのホームに来るのかですとか、また、緊急事態に人身事故で電車が止まってしまった場合の情報提供についての改善ができないかというような御意見をいただきました。

東京メトロから御紹介いただきましたナビゲーションアプリにつきましては、障害の有

無にとらわれず、利便性向上の可能性があるのではないかという意見をいただきましたが、現在このようなアプリにつきましては、様々なものが開発されている段階でございますので、区としても引き続き情報を収集し、誰にでも使いやすい、また安全性も確保できるものか等について検討していくとしております。

続きまして、2つ目の福祉のまちづくり推進に向けた現状等につきましては、練馬区の人口ですとか、高齢者、障害者の状況の基礎数値の御報告と、東京都福祉のまちづくり推進協議会の資料に基づきまして、東京都における福祉のまちづくり推進の方向性等についての情報提供、また、その方向性を受けて、現在、区でどのような取組をしているかという御報告をさせていただいたところです。

この報告の中では、東京都の方針としての駅のバリアフリー化がより望まれているというようなところがありましたので、そちらに対しての区の財政支援についての御質問をいただき、現在の整備補助金についての御説明をさせていただいたところです。

福祉のまちづくり部会の報告は以上となります。

**○委員長** ありがとうございます。

大変面白い内容がたくさんあったと思いますが、いかがでしょうか。御質問、御意見ありましたらお願いします。

（なし）

**○委員長** それでは、次にまた報告を頂戴するという形で、次の部会にいきたいと思います。

それでは、次は、権利擁護部会からお願いいたします。

**○地域福祉係長** 権利擁護部会について、御報告させていただきます。

資料5-2を御覧ください。

権利擁護部会については、10月30日に開催いたしました。

令和2年度から6年度までの現行の計画について、これまでの取組について協議を行いました。

いただいた主な御意見を御紹介させていただきます。

1、制度利用促進の中核となる機関の設置ということで成年後見制度の中核機関として、令和2年から社会福祉協議会の権利擁護センターに中核機関を担っていただいております。

この中核機関で、これまでネットワークの強化、オンラインを活用した講演会や各種会議の開催、相談支援などを行ってきました。

また、市民後見人養成研修の取組などについて御報告いたしました。

いただいた御意見としては、相談件数が年々増加していることに対し、区としてどのような対応を考えているか。これについては、成年後見制度に限らず、終活支援などを含め、幅広く相談を受け付けていると認識しておりまして、窓口の処理能力を考慮していかなければならない。社協とともに相談内容を分析して今後つなげていきたいと考えております。

また、権利擁護事業を担う人材の育成についても、ビジョンを明確に示す必要があるのではないかというコメントもいただきました。

2番で、社協等による法人後見の実施。

社協の法人後見の受任にあたりましては、関係各機関や支援者と連携をとって支援を行



っています。また、支援体制やマニュアルの整備を行ったことを御報告しました。

その他、区内で制度の利用促進活動を行っていますNPO法人との懇談会や講演会の開催について御報告いたしました。

御意見としては、NPO法人への支援として、社協の生活支援員を派遣するというのも考えられるのではないかと御意見をいただきました。

3番、地域福祉権利擁護事業等の実施。

地域福祉権利擁護事業という事業が、認知症状のある高齢者や障害者に対し、福祉サービスを利用するための手続きや日常的な金銭管理を支援するという事業になります。

こちらについては、関係機関や地域団体等に対し、この事業につなげるための研修の実施や事業の周知啓発について取組を報告しました。

御意見として、地域福祉権利擁護事業の新契約者数が減少しているが、原因は何かという御意見がありました。これについては、社会福祉協議会から、相談件数自体は減少しておらず増えている。地域福祉権利擁護事業ではなく、成年後見制度の利用の方が適しているなどのケースがあるため、新規契約数に結びつかず減少傾向にあるのではないかと御回答がありました。

また、後見制度の利用には至らないが、日常生活をサポートしてほしいというケースが多いと感じる、そのような方々を支援できるような仕組みがあるとよいのではないかと御意見がありました。

最後に、4番、成年後見制度等に対する報酬助成。

こちらの制度は区で実施しているものでございます。

これまで、助成対象の期間や経済的要件の見直しなどを行ってきたことを御報告いたしました。

これについては、現在の報酬助成の手続きについて、申請書を区へ提出し、決定通知を受領した後に振込のための請求手続きを行う、こういった申請と請求とで二度手間とならないよう手続きを簡略化してはどうかという意見をいただいております。

こうした意見、いただいた御意見を踏まえまして、次の計画の取組内容を検討していきたいと考えています。

説明は以上です。

○委員長 ありがとうございます。

権利擁護部会の報告につきまして、御質問、御意見等がありましたらお願いします。

○副委員長 それでは、NPO法人への支援として、社協の生活支援員を派遣するということについてなかなか面白いなと思って聞いていたのですけれども。

市民後見人の養成が減少傾向にあるというのは、最近、都内の自治体の傾向として見られていて、練馬でもそういう傾向があるのかなという気がしますので、そういった市民後見人の養成を終えた方がこういった活動に協力するというような方向性もあってもいいのかなというふうに思って聞いていました。

今後、認知症高齢者も急増しますし、成年後見、あるいは終活のことも触れてありましたけれども、終活支援も、岸田総理も関心を持って視察など回っておられましたので、そういったことも大事かなということが1点目です。

もう1点は、来年4月から障害者差別解消法において合理的配慮が企業に義務化されます。こういった内容を、権利擁護部会であるとか、まちづくり部会であるとか、どこでこういった議論をするのか、それは自立支援協議会ですかね。

その辺りのところも、どこかで触れる必要もあるかなという気もしたので、自立支援協議会で議論していただいた内容を入れ込んでいくということでもいいと思いますが、それが気になったので話しました。

**○福祉部管理課長** 終活支援のお話ですとか、あと、生活支援員の派遣については社協さんに担っていただいている部分ですので、社協さんと相談しながら検討を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

あと、合理的配慮の部分についても、今いただいた御意見を踏まえまして、地域福祉計画の中にどういうふうに入れるのかということについては考えていきたいと思っております。

**○委員** 市民後見人の養成研修に関しましては、副委員長にご協力いただきながらですが、毎年開催しておりまして、結構多くの方の関心があるかなという印象は感じています。

その後に研修を継続してやっていくのですけれども、最初が70～80名ぐらい、講演会みたいなものをやるといっちゃって、その後の説明している中では、継続する方が30名弱ぐらいいる。最終的に市民後見人になれる方が5～6名みたいな形になっています。

それだけ、地域に何か貢献したいという興味関心のある方が多くいらっしゃるのので、そういった方々の力を他の部分でも発信していければと、色々な情報提供しながら考えているところですが、練馬区に関しては、減っているという印象がない現状ではあります。

あと、生活支援員さんをNPO法人とかNPO団体に派遣といったところは、団体の個性とか、いろいろあるので、簡単にそこに行ってください、活動してくださいというのは簡単ではないかなという印象があるので、ただ、逆に、市民後見人をやりながらNPO団体でも活動されている方もいらっしゃるのので、こういう活動団体があるよということは御案内しながら、あとは、その方の御希望に合わせてというのが、今の現状ではあります。

**○副委員長** ありがとうございます。

市民後見人の養成は、市民後見人としての活動も大事ですけれども、地域福祉の担い手というか、人材として覚えてほしい。市民後見人になるだけなら、どうしても限定されてしまうので、もっと地域の活動に参加してもらおうきっかけになるといいかなと思っています。

**○委員** 街かどケアカフェで地域の高齢の方と話していると、点の話になってしまいますが、4年ぐらい前に御主人が亡くなった、お骨がまだ家にあるのですということで、お墓をつくるお金はとてありませんよという話から、結構、自分が認知症になったらどうしようとか、本当に生々しい会話をされるのです。

ですので、先ほど副委員長からありましたように、まさに街かどケアカフェであるとか、そういうところに成年後見人の担当が来ますというよりも、入り込んで、小さなところからかいつまんで、私たちもいろいろと傾聴しながら、こんな困り事があるのだなというふうに、私たちの方が、街かどケアカフェの活動している人間が、あそこに相談しようとか、もう少し私たちも知識を持った方がいいなというのを、今後頑張っていきたいと感じました。

○委員 私は、具体的なことをお伺いしたくて手を挙げさせていただきました。

3の二つ目の丸にある、「後見制度の利用には至らないが、日常生活をサポートしてほしいというケースが多いと感じる。そのような方々を支援できる仕組みがあると良い」というのですが、これは実際に、先ほど委員さんの話もあったと思うのですが、日常生活をサポートしている団体さんというのはあるというふうに認識しております。

ただ、この場合でいうと、日常生活をサポートしてほしいということで、以前、私も聞いたことがあるのは、実際、日常生活のサポートに入ってみて、ちょっとした買い物とかに行くと、戻ってきたらお金が少ないと言われた。

自分の都合に合わせてほしいといったような日常生活のサポートを望まれる方が多い。この辺は、そのような方を支援できるような仕組みが本当はないのかということと、あと、そういった実際に支援をサポートしているのですけれども、相談なども含めて、全体的な支援というのを構築することが実際に可能なのかどうかという具体的なお話、どういう経緯でこういう意見が出たのかというのを教えていただけるとありがたいのですが。よろしくお願いします。

○高齢者支援課長 高齢者の福祉分野で申し上げますと、そういった後見制度に至る手前で日常生活が困っているという高齢者がいるというのは、大きな課題となっていると考えているところでございます。

ちょうど練馬区では、来年度からはじまります第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画というものの策定を進めているところでございまして、その計画を策定する中でも、介護保険運営協議会という附属機関から御意見を答申という形でいただいて、そちらの答申をベースに計画の策定を進めているというところでございます。

今回、第9期の計画の中で一番大きな目玉としているのが、まさにこの部分でございまして、高齢者の方の日常生活につながるコーディネート力というのが非常に重要だと考えているのですけれども、そちらのコーディネート体制というのを第9期の計画では大幅に拡充するというので、計画策定を進めているというところでございます。

具体的に申し上げますと、介護保険法の中に生活支援体制整備事業という事業がございまして、その中で、高齢者の方をこういった日常生活の支援につなげるという生活支援コーディネーターというような役割も担った者がおります。そちらの生活支援コーディネーターの体制を拡充というのが大きな、第9期の中で目玉として、今現在、検討を進めているというような状況でございます。

○委員長 ありがとうございます。

生活支援サービスを提供してくださる、先ほど、事業者さんという話もありましたけれども、区民の中でも、そういう方に御協力いただく形と、それから、生活支援コーディネーターがマッチングしていくという、そのような役割を今までもやってきたと思うのですが、人件的も少ない中でやってきたところを拡充するといったようなことだというふうに理解させていただきました。

○福祉部管理課長 報告のまとめ方の話にしまつて、大きな話に広がってしまったかと思うのですが、後見制度の利用に至らないけれども地域福祉権利擁護事業の対象に当てはまるかもしれないと、制度はあるのですが、利用条件などでなかなか利用につながっ

ていないケースもあって、そういうところをサポートできるような仕組みがあるといいとこのことをこのときはおっしゃっていたと認識しています。

**○副委員長** 私の勝手な想像で言うのですけれども、例えば、軽度認知症の高齢者の方で、お金の管理がおぼつかないという場合とか、身寄りのない方の場合、区長申立をするほどではない、だけれども、放っておくとケアマネジャーとかが見ていると、多分、無駄遣いをしたり、騙されてしまったりするような感じのリスクがありそうに見える。だけれども、区長申立をするほどではない。

こういう微妙な方が多分現場で悩むところです。後見人をつけるか、地域福祉権利擁護事業を利用するか。このようなことを言われているのかなと、私は今考えたところですが、そういう理解でよろしいですかね。

多分、そういったことが現場では課題としてあるのかなと思うのですけれども。

**○福祉部管理課長** 今、副委員長がおっしゃったようなケースもありますし、制度というか、サービスにはどうしても利用要件とか、そういうところで、当てはまりそうだけれども使えない方もいらっしゃるとか、成年後見の場合ですと、利用申立てに至らないような方がいらっしゃるとか、そういった方々について何らかのサービスを考えられるといいという御意見だと考えてございます。

**○委員長** ありがとうございます。

副委員長がおっしゃったことは、まさに現場の委員、どうですか。

**○委員** 今、いろいろな意見を聞かせていただきまして、地域包括支援センターでも、そのような権利擁護というか、費用面のこととかの御相談がじわじわと増えてきておりまして、その件で、おっしゃっていただいたとおり、地域福祉権利擁護事業とか、まだできづらいしということとか、そういうことの隙間というか、挟間というか、そういう方の御相談をどうすればいいかというのが課題になっているところも多いです。

あと、終活としても、今後どのように資産をどうすればいいとか、そういう御相談も結構増えてきていまして、その辺で行政書士の相談会ですとか、そういうことも御提案させていただいて、聞いてみてはということでもお伝えしています。

あと、個人的には、銀行の家族信託とか、そういうことを御利用される方も結構増えてきたり、こういうのはどうなのかということをおっしゃっている方とかも出てきているので、今後そういうように、なるべくフットワークがいいような後見というか、そういうのもできていくと、より皆様に近づいて、それこそ寄り添ってできるのかなと思いますので、そのような意見です。

**○委員長** ありがとうございます。

では、他に御意見等はございますか。

（なし）

**○委員長** では、本日の議事は、これで大きなものは終了ということになります。

次に、次第は、次回の日程について事務局から説明をお願いします。

**○事務局** それでは、次回の日程につきましては、本日、配付させていただいております次第に記載させていただいております。

令和6年3月22日（金）午後6時から。会場は、本庁舎の20階の交流会場で実施させて

いただきます。

お忙しいところ恐れ入りますが、御出席のほどよろしくお願いいたします。

**○委員長** ありがとうございました。

本日の議事はこれで全部終了いたしました。皆様のおかげで無事終わりました。

最後に、どうしても、これは言い残したみたいなのがございましたら、ぜひ頂戴したいと思えます。御発言いただいていない委員の方で何かございましたら、遠慮なくお願いいたします。

**○委員** 具体的なところは後日メールをお送りさせていただきたいと思うのですが、資料3-1の再犯防止推進計画の策定のところです。

1の項目の下のところにあります、「犯罪や非行をした人たちの立ち直りを助け、ずっと住みたいやさしいまちとなるよう」というところになりますけれども、これは再犯防止推進計画についての練馬区がそのようになることは期待しますが、犯罪や非行をした人たちに対しても、ずっと住みたいやさしいまちであるということは、1人も取り残さない区としての目標なのかなというふうに思いました。

**○委員長** 再犯を防止にするというのは、いろんな視点で、いろんな多機関の方たち、または、地域のやさしい温かい目とか、心とか、そういったものも当然必要になってくるので、そういう面で重層的支援体制整備も含めた、そういう新体制の在り方をつくっていかうと、今、委員が言われたことを、私なりの理解をさせていただきました。どうもありがとうございます。では、副委員長から一言お願いいたします。

**○副委員長** 本当にありがとうございました。いい議論ができたのではないかなと思っています。

1点だけ。孤独・孤立対策推進法の御説明があつて、これから孤独・孤立の問題は非常に大きなテーマになってくると思えますし、国の重点計画では、20代、30代の孤立の問題が深刻だということがいわれています。

地域福祉の取組を検討していくときに、なかなかこういう議論というのは、どうしても弱くなってしまう傾向にありますので、今日いろんな形で議論できたのは、とてもよかったかなと思っています。

また、継続して皆さんと議論していけたらと思っています。どうもありがとうございました。

**○委員長** 部長から何かございますか。

**○福祉部長** 本日はいろいろとありがとうございます。

貴重な御意見いただきまして、我々としましても、しっかりとした政策の中でやっていきたいというふうに思っております。

地域福祉計画は、いわゆる横串を刺す計画ということになります。今、ここで話し合われたことは、この計画だけで成り立つものではなくて、庁内とか、他の関係団体、そしてまた地域の方々、そういうところも含めて一緒にやっていきたいというふうに思っております。

そういった意味で、皆様の御意見が貴重でありますし、引き続きよろしくお願ひしたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長 ありがとうございました。

では、これで本日の推進委員会を終了といたします。

本日は、本当に夜遅くまで、もう8時近くまでかかりましたけれども、皆様、誠にありがとうございました。

以上で終了です。